

1 議 事 日 程

[平成29年太宰府市議会第2回(10月)臨時会]

平成29年10月27日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度太宰府市一般会計補正予算(専決第1号))
日程第4 決議第3号 芦刈市長に対する不信任決議

2 出席議員は次のとおりである(18名)

- | | |
|-------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 船越隆之 議員 |
| 3番 木村彰人 議員 | 4番 森田正嗣 議員 |
| 5番 有吉重幸 議員 | 6番 入江 寿 議員 |
| 7番 笠利 毅 議員 | 8番 徳永洋介 議員 |
| 9番 宮原伸一 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶山良尚 議員 | 14番 長谷川 公成 議員 |
| 15番 藤井雅之 議員 | 16番 門田直樹 議員 |
| 17番 村山弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

- | | |
|---------------|-------------|
| 14番 長谷川 公成 議員 | 15番 藤井雅之 議員 |
|---------------|-------------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| 市 長 芦 刈 茂 | 教 育 長 木 村 甚 治 |
| 総 務 部 長 石 田 宏 二 | 市民生活部長 友 田 浩 |
| 総 務 部 理 事 原 口 信 行 | 都市整備部長 井 浦 真須己 |
| 健康福祉部長兼
福祉事務所長 濱 本 泰 裕 | 観光経済部長 藤 田 彰 |
| 教 育 部 長 緒 方 扶 美 | 都市整備部
公営企業担当部長 今 村 巧 児 |
| 教 育 部 理 事 江 口 尋 信 | 総 務 課 長 併
選 管 書 記 長 田 中 縁 |
| 経営企画課長 高 原 清 | 管 財 課 長 小 柳 憲 次 |
| 市 民 課 長 行 武 佐 江 | 福 祉 課 長 友 添 浩 一 |
| 都市計画課長 木 村 昌 春 | 社会教育課長 中 山 和 彦 |

上下水道課長 古賀良平

観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長

木村幸代志

監査委員事務局長 渡辺美知子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿部宏亮

議事課長 花田善祐

書記 斉藤正弘

書記 高原真理子

書記 力丸克弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年太宰府市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

14番、長谷川公成議員

15番、藤井 雅之議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年太宰府市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれ

ましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、本日私からご提案申し上げます案件は、補正予算の専決についてご承認をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）」）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、9月28日の衆議院解散に伴い10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る予算を、平成29年9月28日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第59号「専決処分の承認を求めることについて」、質疑させていただきます。

期日前投票について伺います。

さきの総選挙におきましては、太宰府市において期日前投票利用された方が1万2,310人と聞いています。前回から8,413人から46%増えたという報告がされています。期日前の投票所は市役所4階の1カ所で、投票所の設置で、前日には台風の影響もあって40分待ちになったという状況が生まれています。期日前投票を利用される方が増えている状況から、投票所の増設も検討が必要と考えますが、今のご見解を伺いたしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 皆さん、おはようございます。

ただいまの神武議員の質疑についてご回答申し上げます。

期日前投票所の増設についてでございますが、今回の選挙につきましては、投票日が近づくにつれ、期日前投票所が大変混雑いたしまして、特に投票日前日の10月21日土曜日は、大変多くの皆様が期日前投票所を利用され、長くは1時間余りお待たせしましたことにつきましては、大変申しわけなく思っておりますのでございます。

今回、期日前投票所を利用された方は、投票者総数 3 万 3,964 人に対して 36% に当たる 1 万 2,310 人でした。平成 26 年 12 月の第 47 回衆議院議員総選挙においては、その率が 27% となっておりまして、期日前投票の利用者が制度の定着とともに確実に増えてきている状況でございます。

なお、今回は台風 21 号接近の予報もありまして、マスコミ等でも期日前投票利用の呼びかけが盛んに行われましたことから、全国的にも同様の傾向であったと考えております。

お尋ねの期日前投票所の増設につきましては、場所の確保や名簿照合情報の同期性を確保するためのネットワーク環境の整備、投票管理者及び投票立会人の確保、事務従事者の配置等課題も多いため、今回の反省も踏まえまして、まずは名簿照合の複数化、記載台の増設、事務従事者や駐車場整理の人員確保などについて検討いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。はい、よろしいですか、はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 59 号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第 59 号は承認されました。

〈承認 賛成 17 名、反対 0 名 午前 10 時 07 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 4 決議第 3 号 芦刈市長に対する不信任決議

○議長（橋本 健議員） 日程第 4、決議第 3 号「芦刈市長に対する不信任決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17 番村山弘行議員。

〔17 番 村山弘行議員 登壇〕

○17 番（村山弘行議員） 決議第 3 号「芦刈市長に対する不信任決議」について。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は、太宰府市議会議員、橋本健議員、門田直樹議員、藤井雅之議員、長谷川公成議員、陶山良尚議員、小畠真由美議員、神武綾議員、上疆議員、宮原伸

一議員、徳永洋介議員、入江寿議員、有吉重幸議員、森田正嗣議員、木村彰人議員、船越隆之議員、堺剛議員であります。

決議文の朗読をもちまして、提案理由の説明にかえさせていただきたいと存じます。

太宰府市議会は、6月定例会最終日に市長へ猛省を促す問責決議を全会一致で可決した。反省した姿と新たな方針が出されることを期待したが、9月定例会直前に副市長を解任し、教育長には退任宣告という暴挙に驚かされ、さらに議員の不信感を募らせる結果となった。

9月定例会において市長は、総合体育館建設の入札問題における、第三者委員会設置撤回等の責任をとるとした1カ月分の給与10%削減案を提案したが、算出根拠に乏しかった。

また、必要性や採用基準が不明瞭な給食専門委員や、大綱素案がない段階での行政改革推進委員会設置なども提案されたが、いずれも庁舎内部で十分に協議されたものではなく、ひとりよがりの熟慮に欠けたものであることから、議会としては到底受け入れがたいものとして否決した。

9月定例会最終日、市議会は市長に対する辞職勧告決議を可決した。その後、市長に辞職の意思があるかどうか確認をしたが、絶対にやめないと一点張りであった。芦刈市長は、平成27年4月の統一地方選挙で市長に当選され、市民の期待も大きかったと思う。

これまで2年半を経過したが、公約の柱であった中学校完全給食実現も突然の方針転換、そして今また、長としての方針にぶれが生じ、何ひとつ成果が上がっていない。具体性のない答弁や部下のせいにする責任転嫁など、数多くの問題がある言動により、市政の混乱や停滞を招いている現状にある。これらは、全て組織の長としての責任は当然のことであるが、それ以前に芦刈市長個人のリーダーとしての資質の欠如と判断せざるを得ない。これ以上市政を任せるのは、太宰府市の発展を妨げるものである。

よって、市議会は市政の健全化と安定を図るため、芦刈市長に対する不信任を決議するものである。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 今の不信任決議案の中でも出ましたとおり、芦刈市長はもう絶対にやめないというふうにおっしゃっています。芦刈市長は、無駄遣いノーと言われて、市長選挙に出たはずです。やめないということになれば、芦刈市長は辞職せず正常に機能している議会を解散させるということになります。この解散によって、市議会議員選挙になれば、数千万円という皆様の税金が残念ながら使われることになります。議会を解散させ、選挙をさせることは、無駄遣いだと、私は思います。

また、教育長に対する辞任要求してあります。ここで教育長が辞意表明をいたした文を読まさせていただきます。抜粋して紹介いたします。

住民福祉を停滞なく推進する責務がある三役、市長、副市長、教育長が全て辞任、辞職を求められたという現況への対処は、まず執行機関側は第一義的に解決しなければならないものと考えます。ついては、さきに市長室において問責決議を受け、人事刷新するので教育長職を引いてくれと、私に宣告されたことに対し、芦刈市長ご自身を含めた三役一体の刷新と受けとめられて、市長も職を辞されることを強く進言します。

行政経験が30年以上ある教育長が市長に対して辞任を進言いたしました。行政内部からも辞任要求が上がるほどひどい市政運営がなされていったことは明確です。しかし、今回辞職願を提出した教育長に対して、市長は辞職に同意しておりません。このような市長は、私は断じて信用できません。

よって、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 決議第3号「芦刈市長に対する不信任決議」について、賛成の立場で討論いたします。

そもそもこの市政、混迷の原因は、芦刈市長と市幹部の対立であり、副市長初め執行部組織内での業務遂行上の意思疎通、コミュニケーションに決定的な原因があったはずですが、市長は議会との間でも最後までコミュニケーションを図ることができなかったわけですが、それを単なる市長と議会の対立のように市民に伝わっていることを残念に思います。

議会は、これ以上芦刈市長では事態を收拾できない、市政を任せることができないと結論しましたが、肝心の市民は市政混迷の核心的な部分がわからないままです。

そこで、議会は問責決議から辞職勧告、不信任決議に至る経緯を説明した議会リポートを作成・配布して、情報発信を図りましたが、これでも十分ではありません。議員個人も報告会などで状況の説明に努めるものの、それも限定的です。いまだに会う人会う人、聞かれるのは、太宰府市は一体どうなっているのかという質問ばかりです。芦刈市長もチラシ配布や集会を開いているようですが、状況は同じようですね。

そこで、事態ここに至っては、市民に状況を直接訴え、最終的に判断していただくことです。この不信任決議可決の先は、原因は市執行部の内側にあることに鑑み、市長辞職、そして

市長選挙で事態を收拾させることが市政の空白を最小限にできるとともに、何より市民にとって一番わかりやすい選択であると考えます。

以上、申し添えまして不信任決議についての私の賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 不信任決議に賛成の立場で討論いたします。

9月議会の辞職勧告決議の際に、辞職を勧める討論をいたしました。細かいことについては、そのとき述べましたので申し上げませんが、二元代表制からいえば、市長と議会が適度の緊張感を持って進めるべきとのことから、市長の提案理由に同意、賛成できないことがあることは当然だと思っています。

今回6月議会から問責決議、そして不信任決議までの経緯・経過を振り返りますと、市議会が求めている立て直しと市長が考えている出直しの方策がずれていると感じます。これ以上歩み寄れない、相互理解が難しい状況になっています。市民に真意を問うことが適切な判断であると考えます。

私たち市議会は、先ほど木村議員も申されましたが、市民の方にこの状態を知っていただくという議会レポートを作成し、配布をしています。そして、芦刈市長もご自身の考えを市民の方に知っていただくという考えで恐らく後援会ニュースを今配布されている状況だと聞いています。その中に掲載されていますものを見ますと、「JR太宰府新駅建設による新しいまちづくり」というふうに項目があります。芦刈市長は、市議を1期務められた中で、この新駅建設については否定的な立場でしたので、私は目を疑いました。また、近ごろでは、口頭で人口8万人を目指して税収を上げないと太宰府の未来はないとも言っておられますが、平成28年度策定の太宰府市の人口ビジョンは、2030年がピークで7万4,266人となっています。何を根拠に想定して発言をされているのか、また根拠のない人口増を見込んで、もうけよう太宰府、行政改革を進めようとしているのではないのでしょうか。これが市民の皆さんが求めていることなのかということも含めて、民意を問うべきだと考えます。

以上をもって芦刈市長の不信任決議に賛成といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論を行います。

ただし、問責決議可決以降、一連の流れの延長としてのこの不信任案そのものには同調しかねるものがあり、決議案に名前を連ねることはしていません。さまざまな問題は、芦刈市長個人の特筆に諫言し過ぎていると考えており、市長が職を去ったとしても、組織体としての行政の問題や課題は残ると予想しています。つまり、市長個人を信じるかどうかについては、判断

しないという立場をとるわけですが、芦刈市長も公約として掲げて市民に託されたことについては、依然として前向きな気持ちは持っているようです。そう見受けられます。任期途中であることを考えれば、この点で信任のうちの信の一文字については、市長にとっておいてもよいかとは思いますが。ただし、任ずる、任せるという点については、別です。現在、市長は実質的に副市長と教育長を失っています。教育長は、独立の組織の責任者という立場もあるので、両者を同列には置けませんが、市長は2つの翼を失っている。しかも、これが市長自身が望んでいたことに端を発していることも明らかです。

市長の公約を一言でいえば、行財政改革を本気でやりますということになるでしょう。そのために市長が市政の中心に座り、2つの翼、副市長と教育長が市政を回すということであったはずですが。しかし、両翼を失っても別の翼をつけるという提案はありません。市政を回せない状況が続くということであり、これでは任せるということはできません。無論行財政改革を進めるということも、絵そらごとになってしまうでしょう。辞職勧告とは異なり、不信任案は法的な実効性を持ちます。今述べたような現状を是認するという態度、判断は、議員としてはとることはできません。

繰り返しますが、この状況は市長自身の判断によって生じたものであり、その是正は一義的には市長に求められるべきです。市政を任せるとはできないと判断し、賛成者として名前を連ねることはしていませんが、賛成の立場で手を挙げるゆえんです。

付言しておきますが、こうした任せられないような状況が続けば、信じられないという帰結を生むでしょう。既に述べたように、市民からの信を市長が裏切ったとまでは、私は考えていません。混迷していると言われる市政を打破するには、市民から信ずるの一文字を改めて取り、改めて任を全うする体制をつくれるようにするしか方法はないと考えます。権限の上からも、責任の上からも、経緯を考えても、それが今できるのは市長だけです。勇気を持って不信任の議決を受けとめてほしい。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 不信任案に賛成の立場で、これまでの経緯から市長へ2点にわたって苦言を呈し、討論をさせていただきます。

1点目は、市長公約の中学校完全給食の断念を発表した6月に、なぜ次の手が打てなかったのか。当面は、現行のランチサービスを続けながらも、全員喫食の完全給食実施のため、合意形成と立て直しをみずからが襟を正し、速やかに行うのか当然市長としてあるべき姿です。ところが、そんなことより自分だけが悪くない、いや自分は悪くないとまでとれる犯人捜しのような発言、例えば財源不足の問題を12月に聞いていたにもかかわらず、知らなかったと、ただ保身に走るつじつまの合わない発言は、氷山の一角です。これまでも、教育委員会からの答申もあり、幾らでも立て直しを図るチャンスがあったはずですが。それを人事刷新でけりをつけよ

うとする資質と能力のなさ、そして人間性の欠如を指摘させていただきます。このような事態は免れたかったことなんですが、非常に残念なことです。

2点目は、市長個人のひとりよがりの感情論や副市長やその関係者との確執のために副市長を解任したことは、公私混同も甚だしく、そこに市民を巻き込み、市政を停滞させたことは、断じて許しがたいことです。これは、9月議会初日の行政報告を読み返せば一目瞭然です。これ以上市民に大きな負担と不安を負わせ、幕を引くようなことだけは避けていただきたいことを申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 今回の不信任決議に関しまして、賛成の立場で討論します。

今までいろいろなことは言われてきましたけれども、この不信任に関しましては、市会議員18人がこの賛成したということは、市会議員の背中には1,000人以上の市民が負託しているんですよ。この意味を含めて、身を切る思いでこの不信任に賛成しているんです。それはなぜかということは、市長もわかっておられるはずですよ。その意味をよく考えて、市民の私たちに対する思いを自分たち言えないから議員さんに言ってくださいと言っているんです。これをよく考えていただきたい。でも、私が思うに、市長みずから辞職を申し出て、この場を丸く終わらせるのが一番の解決方法じゃないかと思っています。これを真摯に受けとめて、よく判断して、結果を出してください。

以上、終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 決議第3号「芦刈市長に対する不信任決議」について、賛成の立場で討論します。

まず、この臨時会ですが、今年で2回目です。1回目は、昨年12月議会で否決された事務分掌条例のため、市長は1月に臨時会を招集されました。臨時会は、災害への対応など急を要する事案を除き、通常は選挙後の初議会ぐらいですが、1月の説明不足による修正と再提出、そして今回の不信任案のように、長に起因する臨時会が1年を経ずして2回も開かれることは、極めて異例のことです。芦刈市長に対しては、6月に問責決議、9月に辞職勧告決議が可決されましたが、その後も改善の兆しはなく、辞職もされないということです。その中で、市長は8月に副市長を解職すると同時に、教育長へ辞職を求めています。しかし、教育長の辞職には教育委員会の同意が必要で、市長が一方的にやめさせることはできません。

そこで、先日、23日に行われた教育委員会で、木村教育長は辞意を表明され、委員会の同意を得ました。ところが、芦刈市長は辞職に同意しないと言っておられます。なぜでしょう。わけがわかりません。なぜやめろと言っておいて、今度はやめさせないのでしょうか。記者会見では、中学校給食の説明会を指示しているが、実現していないことを理由にしておられます

が、芦刈市長が中学校給食断念を発表したのは6月です。そして、8月に教育長へ辞職を求めたのです。説明会開催を理由にするなら、8月の辞職要求が理解できません。また、中学校給食説明会は、公約を掲げ、それを断念した市長みずからの責任で行うべきです。誰がやるやらないと丸投げではなく、具体的な指示を行い、詰めていく努力をされたのか、大変疑問です。何か先のことを考えてのことかもしれませんが、ますます市政が混乱しています。

また、今後についてですが、市長は不信任を受けてもやめないと明言しておられるので、議会の解散ということになるかと思えます。このままいけば、12月初旬に市議選、そして新しい議会で再び不信任が可決されると、市長は直ちに失職し、今度は年明けに市長選です。2度の選挙でそれぞれ約3,000万円の支出が見込まれます。議員にとって解散は予定外であり、任期4年を全うできないことは大変残念なことです。事ここに至っては、皆覚悟はできています。ただ、どうしても納得のいかないのが解散の理由、大義です。長が議会を解散するのは、賛同者を増やし、反対勢力を減らすことが大きな目的だと思います。議会構成を変え、議案を通していくことで自分の政策を進めていくことができるからです。しかし、本市では市長への辞職勧告決議や不信任決議が全会一致かそれに近い形で可決されているのが現状です。また、現職以外で市議選への出馬を予定しておられる方もおられるようですが、皆現市政に批判的であると聞いております。つまり、市議選を行っても市長に対する議会構成は変わりません。新しい議会が不信任案を提出し、再び可決されるのは間違いないと考えます。この状況を変えるには、市長みずから選挙で信を問うしかありません。選挙に勝って再び市長として臨むなら、それは市民の意思ですから、議会は対応を改めます。

最後に、9月の辞職勧告決議でも申しましたが、この不信任案は単なる対立や感情的な理由などではなく、市政の混乱を正常化するために議会の職責として決議するものです。

以上、賛成討論とします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

本件の表決については、地方自治法第178条第3項の規定により、不信任決議が成立するには議員数の3分の2以上の者が出席をし、その4分の3以上の者が同意することを必要とします。

現在の出席議員は18人であり、議員数の3分の2以上であります。また、出席議員の4分の3は14人であります。

お諮りします。

本件は重要な事件で、個々の議員の賛否を明らかにする必要があることから、会議規則第70条第1項の規定により、記名投票による表決としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり、記名投票による表決をとることと  
します。

これから決議第3号「芦刈市長に対する不信任決議」を記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(橋本 健議員) ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(橋本 健議員) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じ、投票を開始します。

(局長点呼、投票)

○議長(橋本 健議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(橋本 健議員) ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に1番堺剛議員、2番船越隆之議員を指名  
します。

両議員は投票箱のところまでお願いいたします。

(開 票)

○議長(橋本 健議員) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

白票 18票

青票 0票

以上のとおり、可とする白票は18票、全票です。

これは法定要件の4分の3以上であります。

よって、決議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

白票（賛成）を投じた議員の氏名

- 1番 堺 剛 議員
- 2番 船越隆之 議員
- 3番 木村彰人 議員
- 4番 森田正嗣 議員
- 5番 有吉重幸 議員
- 6番 入江 寿 議員
- 7番 笠利 毅 議員
- 8番 徳永洋介 議員
- 9番 宮原伸一 議員
- 10番 上 疆 議員
- 11番 神武 綾 議員
- 12番 小 畠 真由美 議員
- 13番 陶山良尚 議員
- 14番 長谷川公成 議員
- 15番 藤井雅之 議員
- 16番 門田直樹 議員
- 17番 村山弘行 議員
- 18番 橋本 健 議員

青票（反対）を投じた議員の氏名

なし

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を必要とするものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定をいたしました。

これもちまして平成29年太宰府市議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成29年太宰府市議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年2月16日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 長谷川 公 成

会議録署名議員 藤 井 雅 之